

# シリーズ教育相談 Q & A

**Q** ネット上での子ども同士のトラブルやいじめが心配です。どうしたらよいのでしょうか…。

中学3年生女子の母親です。部活動を引退し、受験勉強に集中して取り組むことや、知らない人からのメール等には返信しない等の約束で、8月にスマートフォン(以下「スマホ」という。)を持たせました。その後、インターネット(以下「ネット」という。)上でいくつかのグループに入ったようで、9月下旬頃から「あの子の書き込みがうざい。」「自分の書き込んだ内容がうまく伝わらず誤解された。」と時々つぶやいています。娘に聞いても具体的には話してくれません。また、最近では、家庭学習の時間が減り、夜遅くまでスマホを使っているようです。笑顔が減り、溜め息をつくことが多くなっています。親としては、ネット上での友人関係のトラブルやいじめについて心配しています。子どもがこの先、困らないようにするために、改めて家でのルールをつくりたいと思っているのですが、どのようなルールをつくればよいのでしょうか。

**A** お子さんの様子から、ネット上でのトラブルを心配されていることと思います。ネット上での友人関係のトラブルやいじめについて再度、確認した上で、御家庭で改めてルールをつくる際に気を付ける点を考えていきましょう。

ネット上でのコミュニケーションは、文字だけのやり取りになることが多いため、書き方によっては、相手を傷付けたり、自分が傷付けられたりすることがあります。場合によっては、特定の子どもに対する誹謗・中傷が集中的に行われ、ネットいじめにつながる可能性があります。

こうしたネットいじめの特徴は、学校の内外を問わず、絶えず攻撃されるなど逃げ場がないことです。同調圧力という集団心理が働き、いじめがエスカレートしていきます。ネット上という周囲から見えにくい閉ざされた環境は、集団心理が加速しやすい場です。お子さんがネット上でコミュニケーションをとる時、どのような書き込みをしているのか確認し、書きたいことと書き方について話し合ってみるのもよいでしょう。

その上で、今一度スマホの使用についてのルールを確認しましょう。お母さんが心配していること、気を付けてほしいことをしっかり伝えるとともに、お子さんの気持ちをしっかり聴き、お子さんに正しくスマホを使うために必要なルールを考えさせることが必要です。このようにして、

お子さんと話し合い、お子さんが納得できる具体的なルールを決めてください。例えば、「時間」「場所」「場合(状況)」の視点からルールづくりをしてみるのもよいでしょう。「9時以降は、スマホはリビングに置く」「家での利用時間は1時間以内とする」などです。この時それらの行為が悪いと言うよりも、「寝不足」や「視力低下」などの具体的な弊害があることや、加えて、それを心配していることを伝えるとよいと思います。

また、周囲から見えにくいことがネット上のいじめの特徴であることから、家庭と学校が協力して、子どもの様子の変化を注意深く見ていく必要があります。お子さんの発言や様子からは危険信号を発していると思われるので、お子さんの気持ちに寄り添いながら、お子さんが話すことを丁寧に聴き、学校にも相談し、現在の状況を確認しましょう。

また、学校や地域で行われる親子参加型のワークショップ等の研修会があれば参加し、ルールづくりだけではなく、SNSや写真投稿サイトなど、写真や動画を公開できるサービスについて、お子さんが自分の身を危険にさらさないために、どのようなことに気を付けたらよいのか、親子で一緒に学ぶことも大事です。もし困ったことや心配なことがあれば、学校に御相談ください。



## 「岡山県いじめ問題対策基本方針」が改定されました。

全ての子どもが「安心できる居場所」としての学校をめざして!

**Point 1** いじめ防止対策推進法(H25)により、「いじめの定義」が変わっています

以前は…

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

現在は…

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの (いじめ防止対策推進法 第2条)

学校の内外、苦痛の度合いに関係なく「いじめ」ととらえます  
重大な事態になる前に、軽微ないじめも積極的に認知し、解消に向け、適切に取り組むことが大切!

例えば…

冷やかしかからかい。悪口。集団による無視。物を隠される。軽くぶつかる。遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたり。ネット上での誹謗中傷。など

「いじめ」はどの学校、どの子どもにも起こりうる問題です。  
「いじめを認知している」ということは、  
いじめの発見や解決に真剣に向き合っている証です!

**Point 2** 学校・家庭・地域の協力が不可欠です

保護者の皆様へ

- 親子がしっかり向き合い、小さなサインを見逃すことなく、心配な事は早めに学校や相談機関に相談しましょう!
- いじめの問題について、保護者会等で積極的に議論し、考えましょう!
- 幼児期から、思いやりや生命を大切にす心、善悪の判断、友達と仲良くする力など、人間関係づくりの基礎となる力を、地域・学校園と協力して育てましょう!

地域の皆様へ

- 地域の全ての子どもが家族や地域の大人と触れ合う機会をつくりましょう!
- 地域の全ての子どもたちの成長に関心を持ち、大人自身が手本となって子育てを行いましょう!
- いじめを見かけたら、その場で注意や声かけを行い、学校等へ連絡をお願いします!

**Point 3** 県全体で次のことに重点的に取り組みます

<岡山県はいじめ問題対策の重点>

- 1 児童生徒がいじめの問題について考え、取り組む活動を全ての学校で行います。
- 2 学校園や地域と連携し、就学前の子育て研修を全ての保護者に実施します。
- 3 様々な事情・背景があるいじめに関する教職員研修を全ての学校で行います。
- 4 児童生徒への情報モラル指導や保護者への啓発を全ての学校で行います。
- 5 積極的に認知したいじめの100%解消を目指し、組織的に取り組みます。

**Point 4** 学校はいじめ問題の解消に向けて次のことに取り組みます

<改定のポイント>

- けんかやふざけ合いでも、嫌な思いをしている子どもの立場に立っていじめかどうかを判断し、対応します。
- いじめを積極的に認知し、学校全体で徹底して解消に向けて取り組みます。
- いじめの発見・報告を受けた時は、速やかに、教職員間で情報を共有します。
- 学校の基本方針は、児童生徒、保護者には、必ず年度始めに説明し、いつでも内容を確認できるように学校のホームページ等に掲載します。
- 毎年、いじめ問題への取組を評価し、改善します。
- 全ての児童生徒に情報モラル教育を行います。
- 「解消」は①②に基づいて判断し、必要な見守り等を継続します。
  - ① いじめの行為が3か月以上ないこと。
  - ② 本人と保護者に面談等で「心身の苦痛がない」ことを確認すること。

いじめ問題に社会全体で取り組みましょう!